# ~~~~~~

#### 午前10時00分 開会

#### ○副議長 (横井良隆君)

副議長の横井でございます。

本定例会について、織田議長より欠席届が提出されましたので地方自治法第106条第1項の規定に基づき、私が議会を進めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから平成27 年12月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番浅里周平君、1番**若**山照洋君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長 (浅里周平君)

議長。

○副議長 (横井良隆君)

はい、11番浅里周平君。

○議会運営委員長 (浅里周平君)

11番浅里周平です。報告します。

議会運営委員会は11月27日午前10時より開催し、12月定例会は本日12月1日開会、12月18日最終日の閉会、18日間の会期と決定しました。以上、報告します。

○副議長 (横井良隆君)

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から12月18日までの18日間とすることにご 異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長 (横井良隆君)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの18日間と決定いた しました。 日程第3、議案第55号から日程第12、議案第64号までを一括議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。

- ○町長(村上昌生君) 議長。
- ○副議長(横井良隆君)町長、どうぞ。
- ○町長 (村上昌生君)

議案第55号大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について。

大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年12月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用について条例を定めるためでございます。 よろしくお願いします。

議案第56号被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年12月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。よろしくお願いします。

議案第57号大治町税条例の一部を改正する条例について。

大治町税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成27年12月1日提出、大 治町長。

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、徴収猶予及び換価の猶予に係る規定の整備、町たばこ税の特例税率の見直し等を行うためでございます。よろしくお願いします。

議案第58号大治町ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例について。

大治町ちびっこ広場設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成27年12月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、西條高場ちびっこ広場を新規に設置するためでございます。よろしくお願いします。

議案第59号大治町国民健康保険税条例及び大治町介護保険条例の一部を改正する条例 について。

大治町国民健康保険税条例及び大治町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成27年12月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、国民健康保険税及び介護保険料の減免申請に係る期限を改め、減免申請者の利便性の向上を図るためでございます。よろしくお願いします。

議案第60号平成27年度大治町一般会計補正予算。

平成27年度大治町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2856万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億5352万7000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正 後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。平成27年12月1日 提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳入におきましては、国・県支出金として1546万2000円、繰越金として3億1234万7000円を増額するものでございます。

歳出におきましては、総務費において、システム改修等業務委託料として194万4000円、事務職員賃金として144万9000円を計上し、民生費において、障害福祉サービス費として883万7000円、障害児通所支援給付費として1060万1000円を増額し、介護保険特別会計へ302万円を繰り出し、農林水産業費において、農業用施設維持修繕工事として160万円を計上し、教育費において、大治小学校特別支援教室等改修工事として122万1000円、公民館の天井調査委託料として59万4000円を計上するとともに、今回の補正により生じた剰余一般財源2億9621万9000円を財政調整基金の積立金として増額するものでございます。よろしくお願いします。

議案第61号平成27年度大治町国民健康保険特別会計補正予算。

平成27年度大治町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3987万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2647万6000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年12月1日提出、 大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、一般被保険者療養給付費など1億3987 万7000円を増額するものでございます。

これらの財源としましては、前年度繰越金を充てるものでございます。よろしくお願いします。

## 議案第62号平成27年度大治町介護保険特別会計補正予算。

平成27年度大治町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5264万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1705万7000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの 金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年 12月1日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、保険給付費として2415万7000円、介護給付費準備基金積立 金として2734万6000円などを増額するものでございます。

これらの財源として、繰入金及び繰越金等を充てるものでございます。よろしくお願いします。

### 議案第63号平成27年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成27年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万9000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3770万6000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正 後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年12月1日提出、 大治町長。

今回の補正の内容は、前年度決算により生じた剰余金を一般会計へ繰出金として144万9000円を増額するものでございます。よろしくお願いします。

### 議案第64号公の施設の区域外設置について。

地方自治法第244条の3の規定に基づき、別紙のとおり公の施設の区域外設置を認めることについて議会の議決を求める。平成27年12月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、名古屋市が名古屋市自動車運送事業を本町の区域内においても営業する必要があるため、地方自治法第244条の3の規定により議会の議決を求めるも

のでございます。よろしくお願いします。

### ○副議長 (横井良隆君)

日程第13、議案第65号海部東部消防組合規約の変更についてを議題といたします。 町長から提案理由の説明を求めます。

○町長 (村上昌生君)

議長。

○副議長(横井良隆君)

はい、町長、どうぞ。

○町長 (村上昌生君)

議案第65号海部東部消防組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により海部東部消防組合規約を別紙のとおり変更する ものとする。平成27年12月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治町及びあま市が愛知県事務処理特例条例に基づき権限移譲を受ける事務について、海部東部消防組合において共同処理を行うに当たり当組合規約を変更する必要があるためでございます。よろしくお願いします。

○副議長 (横井良隆君)

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○ 7番(吉原経夫君)

議長。

○副議長 (横井良隆君)

はい、7番吉原経夫君、どうぞ。

○7番(吉原経夫君)

7番吉原経夫でございます。この規約の変更についてでございますが、大治町が愛知県事務処理特例条例に基づいて、まず権限移譲を受けると。これについては議会の議決事項ではないと。しかし、それを受けた上で海部東部消防組合において共同処理で委託というかそこでやってもらうということに関して規約の変更が必要だということで議決事項になっているというふうに理解しております。この議案については議会運営委員会の中で初日上程、委員会付託を省略して初日採決という方向で出ておりますので議案説明会でちょっと説明がされないということで、ここら辺の経過ですね、なぜ愛知県がそういうような権限移譲をやるようになって大治町で受けたのか。また、それをなぜ海部東部消防組合の方にお願いするようになったのか。そこら辺の経緯の説明をまずお願いしたいと思います。

○総務課長(恒川 覚君)

議長。

- ○副議長(横井良隆君)はい、総務課長恒川 覚君、どうぞ。
- ○総務課長(恒川 覚君)

吉原議員おっしゃるとおり、このものについては地方分権一括法に伴って事務処理特例 制度が県にございます。その制度に従いまして、県はそれぞれ移譲できる事務の標準モ デルというのを定めまして、そのモデルの中に今回この2つの事業が市に対して移譲す るモデルというので明示をしました。それについてあま市が市に移譲されるモデルとい うことで27年度に権限移譲を受けました。それであま市の方はその権限移譲に伴って事 務を進めてきたわけでございますが、この2つの事務につきましてはそれぞれ煙火の消 費事務、それから液化石油ガスに係る届け出事務でございます。どちらも火の取り扱い、 あるいは危険物の取り扱いに関する事務でございます。このためにあま市の職員も適切 に行っているわけでございますが、さらに取り扱いに熟知した消防署の職員の方にやっ ていただくのが一層より適切であろうということで、また窓口の一本化も図れるという ことで消防署でやっていただきたいということで話がきました。それで消防署でこの事 務を行うについては、それぞれこれは共同処理を私どもと組合で行っておりますので我々 のところも権限移譲を受けて、その移譲を受けたものをさらにこの規約の改正によりそ れぞれあま市、大治町において議決を得た後に東部消防で事務をお願いするということ で今回に至ったわけでございます。以上です。

○副議長 (横井良隆君)

他に。

○7番(吉原経夫君)

議長。

- ○副議長(横井良隆君) はい、7番**吉**原経夫君。
- ○7番(吉原経夫君)

問題というわけではございませんが、今の課長の説明の中で最初はあま市、当然県としては市に移譲するということであま市が市として受けたと、今年度ですね。事務を進めていく上で海部東部消防組合にやってもらった方がよりいいということでそういうふうな話になってきたと。そういうことは理解できるわけでございますが、最初あま市が今年度受けたときに大治町にそういうような話は何もなく、当然あま市のことですからあま市が独自でやればいいことではございますが、こういうふうに海部東部消防組合の方に移っていくという流れになっていることもありますので、事前にそういうふうに大治町に話があったのかということで、他の自治体さん、一部事務組合で消防関係をやっ

ておられるところも幾つかあると思いますが、そういうところもやっぱり多くは事務組 合で受けているのか。そこら辺の答弁をお願いいたします。

○総務課長(恒川 覚君) 議長。

○副議長(横井良隆君)はい、総務課長恒川 覚君、どうぞ。

○総務課長(恒川 覚君)

他市町のことにつきましては、そちらの方の考えがあってのことだと思いますので我々としては答弁の方を控えさせていただきます。

また、今の事務について一組、いわゆる消防署で行っているのかということでございますが、現在一組あるいは広域連合で行っているところがございます。衣浦東部広域連合、知多中部広域事務組合、尾三消防組合、もう1つ西春日井広域事務組合の4団体で行っているというふうに聞いてございます。以上です。

○副議長 (横井良隆君)

他に。

○7番(吉原経夫君)

議長。

○副議長(横井良隆君) はい、7番**吉**原経夫君。

○ 7番(吉原経夫君)

今までの2点了解をいたしました。最後にもう1点お聞きしたいんですが、当然海部 東部消防組合としてもこの共同処理を受けるに当たって職員体制などしっかりしている と思うんですが、何分大治町のことではないのでそこら辺きちっと大治町として海部東 部消防組合さん、そこら辺それなりのしっかりした知識を持っておられる職員さん、き ちっと確保されてやる予定なのかということだけ最後に確認をさせていただきたいと思 います。

○総務課長(恒川 覚君) 議長。

○副議長(横井良隆君)はい、総務課長恒川君。

○総務課長(恒川 覚君)

海部東部消防組合の方にはこちらの方からも確認の方をさせていただいておりますが、 既にこういう知識を持った方はおみえになり十分対応できるということですのでよろし くお願いをいたします。以上です。

○副議長 (横井良隆君)

他に質疑のある方、どうぞ。

「「なし」の声あり]

○副議長 (横井良隆君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第65号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、 これにご異議はございませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○副議長 (横井良隆君)

異議なしと認めます。ただいま議題となっています、議案第65号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論ありませんか。

「「なし」の声あり]

○副議長 (横井良隆君)

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

議案第65号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「起立、全員]

○副議長 (横井良降君)

起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第66号大治町道路線の認定についてを議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。

○町長 (村上昌生君)

議長。

○副議長 (横井良隆君)

町長、どうぞ。

○町長 (村上昌生君)

議案第66号大治町道路線の認定について。

道路法第8条の規定により大治町道路線を別紙のとおり認定するものとする。平成27年12月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、寄附採納に伴い路線を認定するためでございます。よろしくお願いします。

# ○副議長 (横井良隆君)

日程第15、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しました表に基づき、1の内容については議員を派遣 しましたので報告いたします。

次に、2の内容については、議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

## ○副議長 (横井良隆君)

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件についてはお手元に配付しましたと おり派遣することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午前10時25分 散会